

住民のための成年後見制度 勉強会

— 成年後見制度の基礎知識 —

2021年11月23日（火・祝）

尾張北部権利擁護支援センター
専門相談員 安藤一成（認定社会福祉士）



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日（火・祝）
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

1

成年後見制度を利用するきっかけ

娘さんやお嫁さんが、お父さんに代わって、銀行などの金融機関で、「お父さんの定期預金」を解約をするために、お父さん名義の**通帳**と届け出された**印鑑**を持参します。

窓口の行員から、「今日、お父さんは来られていませんか？お父さんからの委任状はありますか？」と聞かれます。

「実は認知症で、来られないんです…」と答えたところ、

窓口の行員から、「それでは、**成年後見制度を利用して**もらわないと、定期預金は解約できせません」と言われてしまいました。お金が引き出せなくて困っています…。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日（火・祝）
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

2

認知症は、5人に1人

認知症になっても、障害があっても、安心して、自分らしく暮らしたい。

①安心して暮らしたい

だまされたり、虐待されたりすることなく、必要な福祉、医療を受けながら、人としての尊厳を失うことなく、安心して暮らしたい。

②自分らしく暮らしたい

できるかぎり、自分が、これまでの人生で大切にしてきたものを大切にでき、これから、こうありたいと願うことができる暮らしをしたい。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

3

大口町高齢者ほほえみ計画

第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画

2021年～2023年(令和3～5)年度

みんな元気！

自分らしく暮らせる

支えあいのまち 大口



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

4

「判断能力が十分でない人」の暮らしを支える

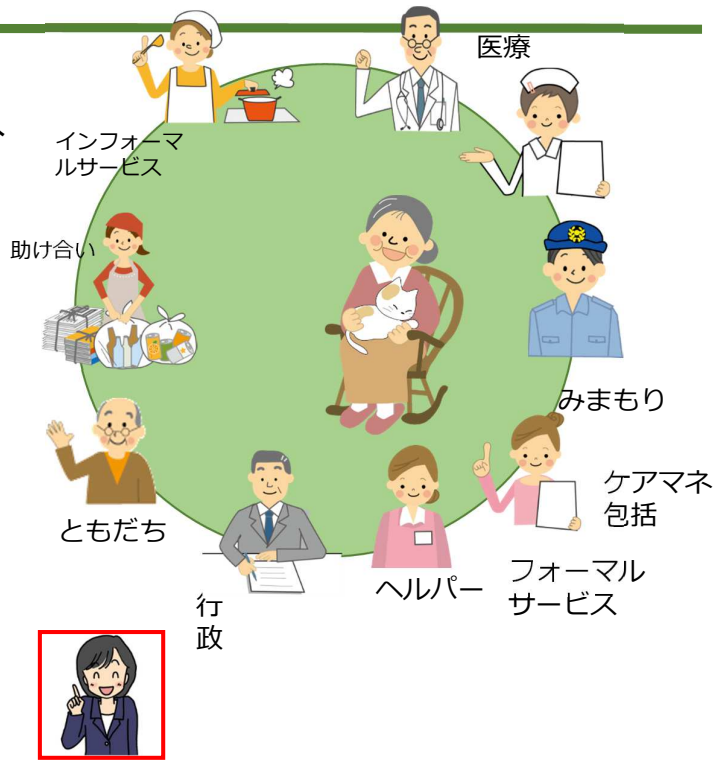
認知症などによって、判断能力が不十分となった多くの方は、福祉や医療、地域のみなさんの支援を受けながら日常生活に送っています。



福祉や医療の支援者は、代理権など法律上の権限を持たないことから、ご本人の財産を触ったり、ご本人に代わって契約を結んだりすることができません。



支援チームに、法律上の権限をもつ支援者に参加してもらう必要が生まれます。



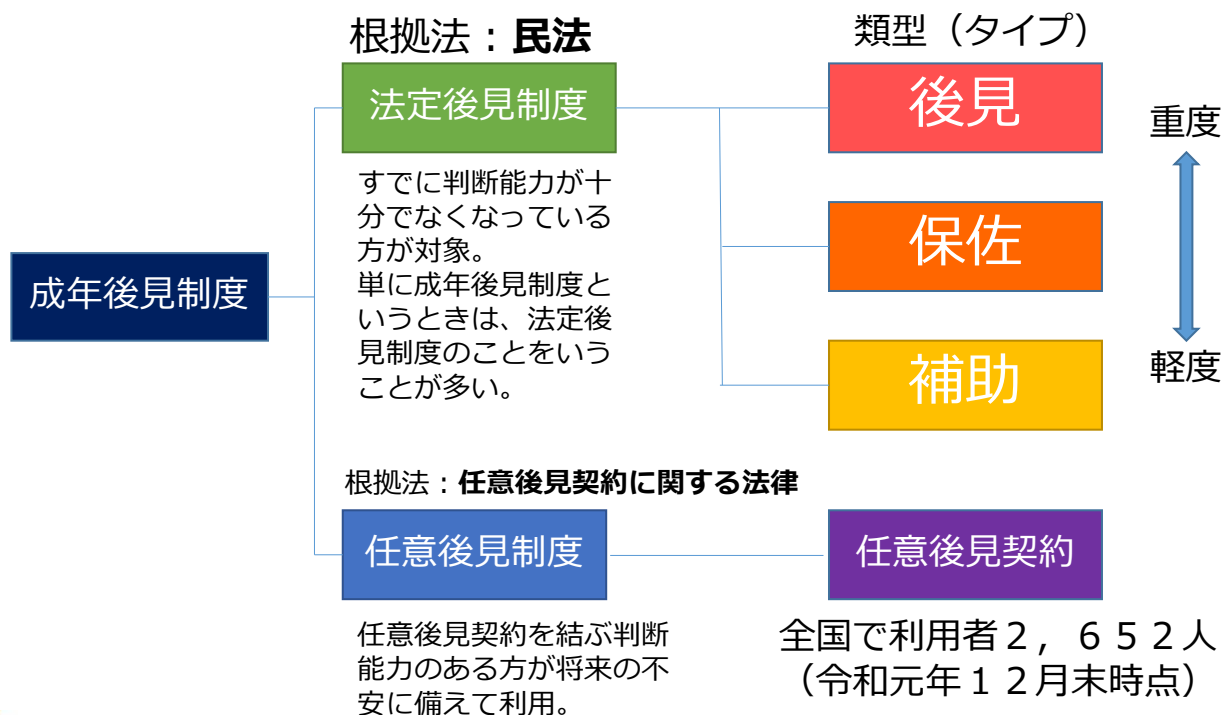
成年後見人



尾張北部権利擁護支援センター
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

成年後見制度



尾張北部権利擁護支援センター
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

成年後見制度とは

① 判断能力が不十分な人 に対して

② 成年後見人 などの 法律上の権限を持つ
援護者をつけて保護したり支援する

③ (民法を根拠とする) 法律 上の制度



家庭裁判所が運用 (監督まで)



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日 (火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

7

成年後見制度の対象者

精神の障害により、判断能力が十分でない方

具体的には

- 認知症の方
- 知的障害のある方
- 精神障害のある方

身体がご不自由で自分で財産管理（預貯金の入出金など）ができなくても、判断能力のある方はこの制度の対象にはなりません。

また、単にお金遣いが荒いということでは制度の対象にはなりません。



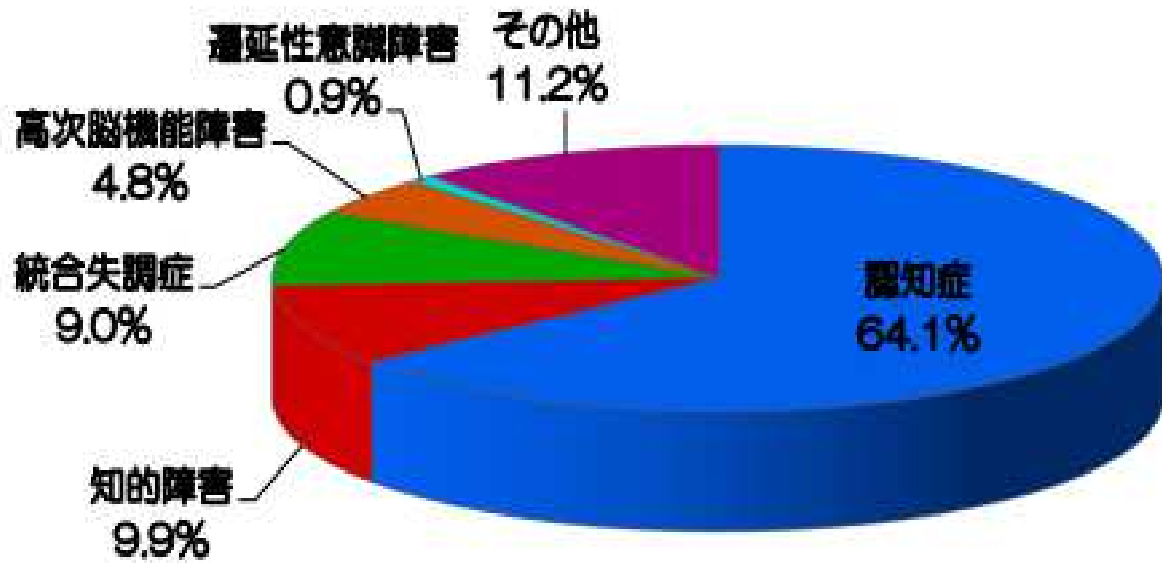
尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日 (火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

8

成年後見制度の利用対象者の内訳



出所：『成年後見事件の概況—令和2年1月～12月—』最高裁判所事務総局家庭局

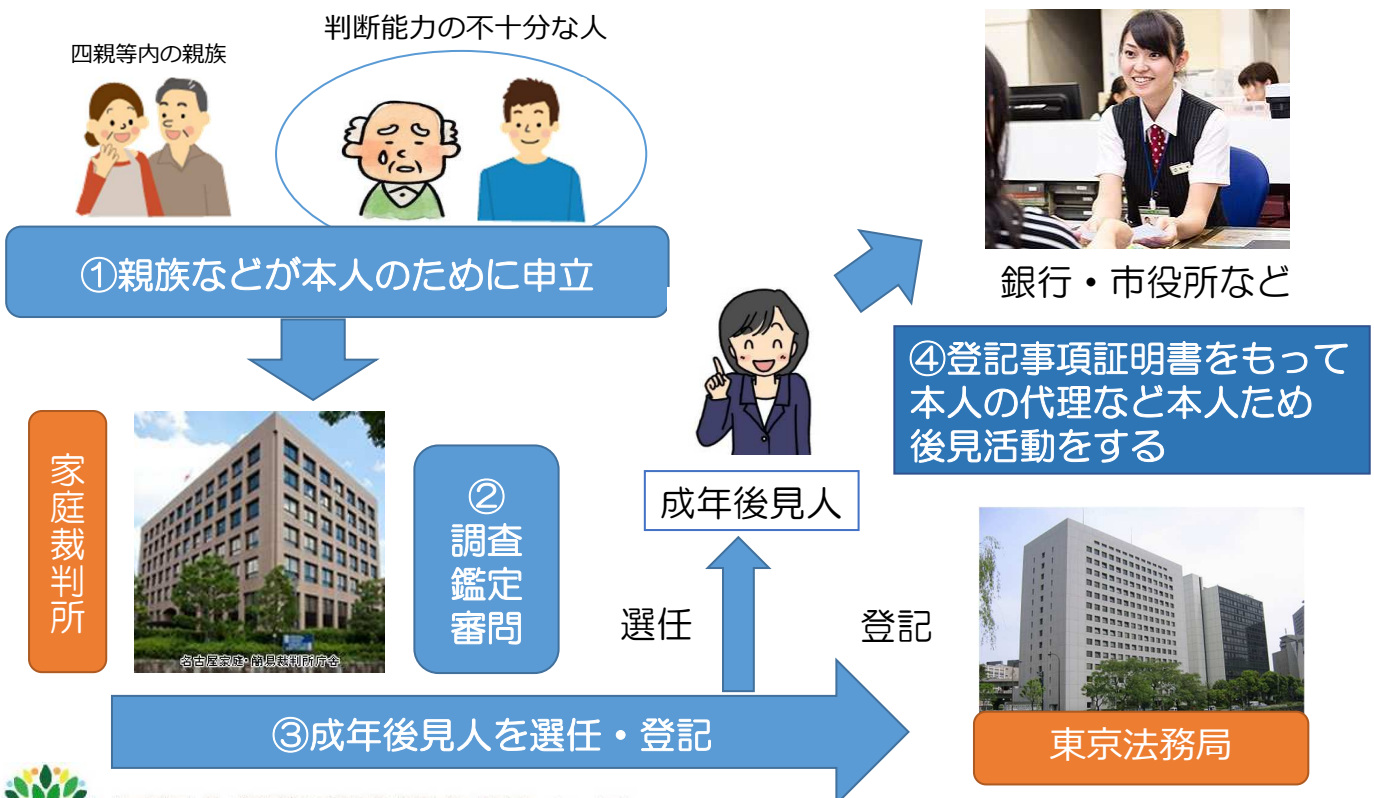


尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

成年後見制度のしくみ



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

申立のできる人

成年後見制度は、**本人の自己決定を制約する側面**があります。

→ 申立てできる人は限られます。

親族申立て

- ①本人
- ②配偶者
- ③4親等内の親族

- ・現実的に、申立ての費用と手間をお願いできるのは、親、子、兄弟姉妹、おい、めい、ぐらいまでかもしれません。
- ・申し立て費用(1万円ぐらい)は、原則申立人が負担します。

親族がないとき

- ①ほんとに身寄りがないという場合
- ②親族がいても本人と同様高齢であったり、疎遠である場合
- ③親族がいても本人を虐待している場合

市町村長申立て

市町村長が、申立てをすることができます。

申立ての23.9%
が市町村長申立
(2020年)



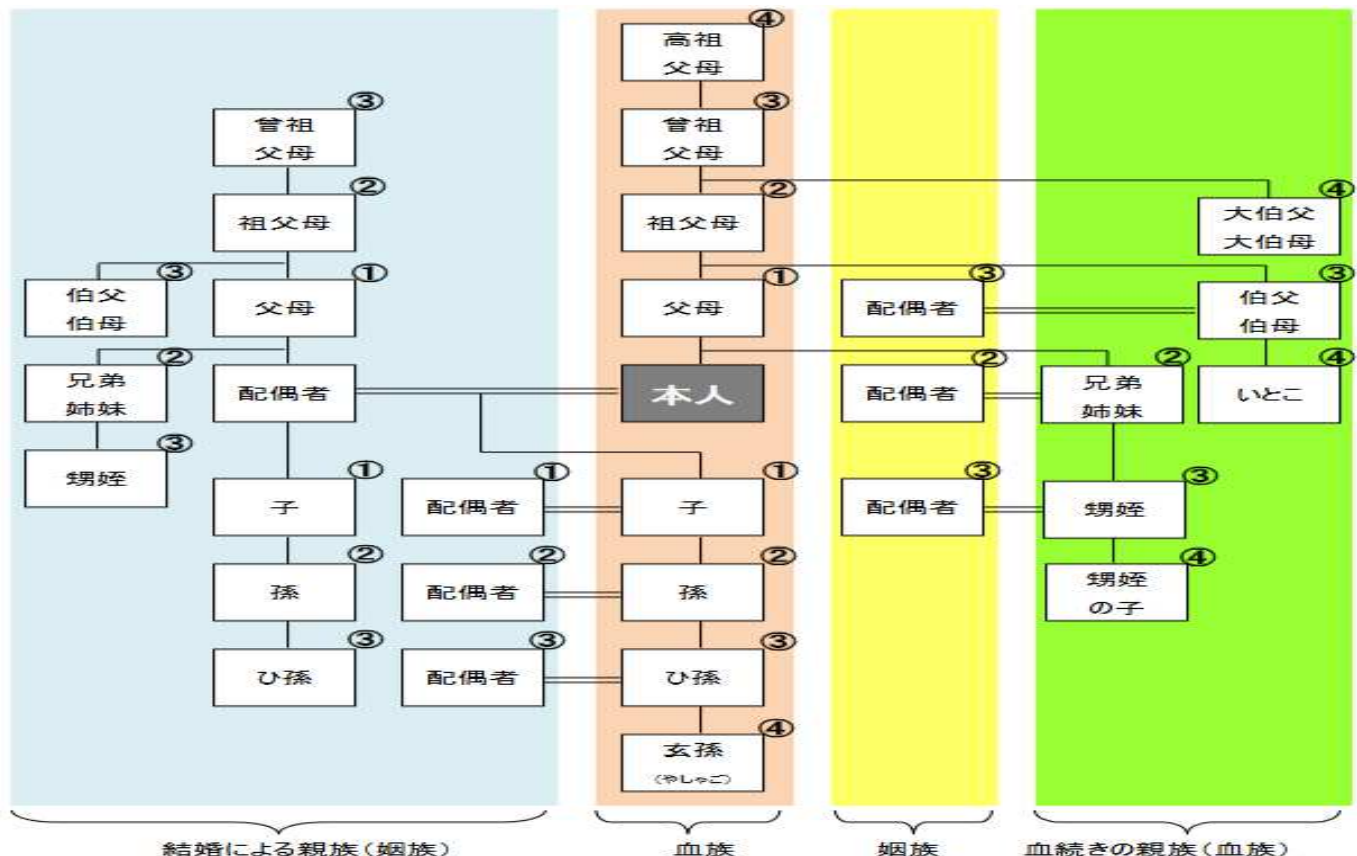
尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

11

4 親等内の親族の範囲



「親族」とは、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族(民法第725条)

12

申立てにかかる時間

申立書類の作成（おおむね1か月ぐらい）

- ・ 戸籍をとる（本人、申立人）
- ・ 親族関係を調べる
- ・ 診断書をとる
- ・ 財産を調べる（預金通帳のコピーが必要）

申立書類の提出（受理面接）

（保佐、補助の場合）本人の調査官面接

審判（審判書の送付）

異議申立て期間（2週間）を経て確定

1か月以内
39.1%
1か月超え
2か月以内
31.0%

最高裁判所資料
令和2年実績



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日（火・祝）
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

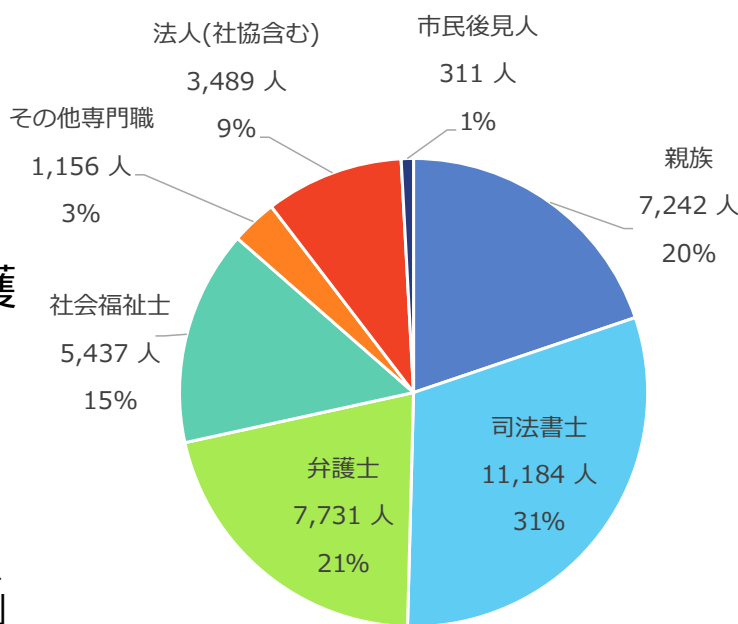
13

成年後見人等になる者

親族後見から
第三者後見にシフト

- ① 親族（全体の20%）
- ② 専門職（司法書士、弁護士、社会福祉士など）
- ③ 法人受任
- ④ 市民後見人

①の場合、「親族後見」といい、
②③④をまとめて「第三者後見」といいます。



出所：成年後見関係事件の概況（令和2年1月～12月）最高裁判所



尾張北部権利擁護支援センター

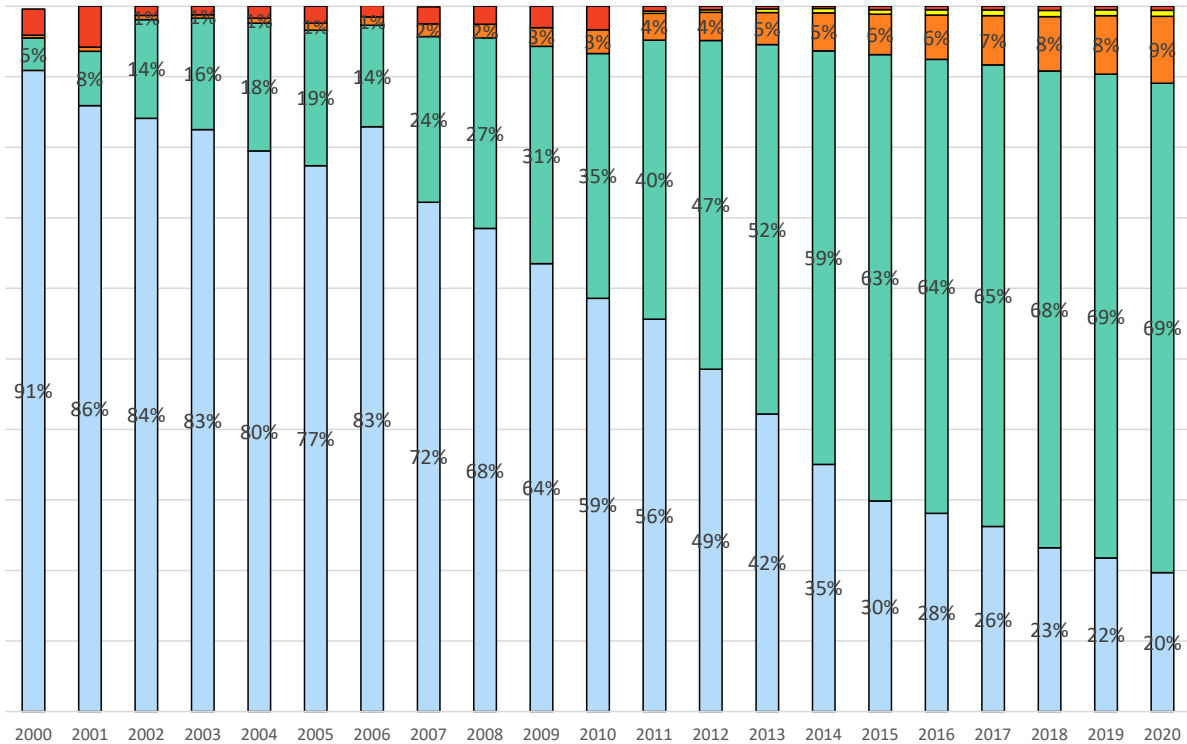
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日（火・祝）
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

14

後見人等の構成割合

■ 親族 ■ 専門職
■ 法人(社協含む) ■ 市民後見人
■ その他



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

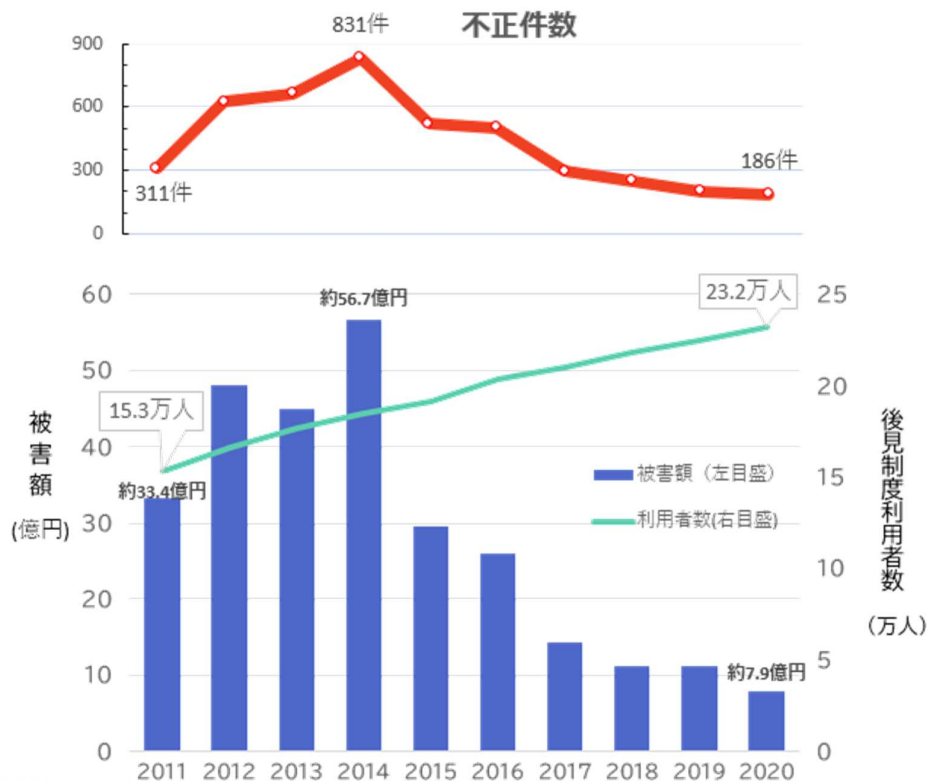
15

成年後見人等の不正・被害額

不正件数、被害総額は、2014年の831件、約56億7千万円をピークに減少傾向。大半は、親族後見人による不正。

行政書士や司法書士、弁護士といった「専門職後見人」による不正もあり。

出所：最高裁判所
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyo-Shakai/genjyou30.5.2_2.pdf (事務総局家庭局実情調査) 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000760233.pdf> 成年後見制度利用促進に関する現状(概要)を加工



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

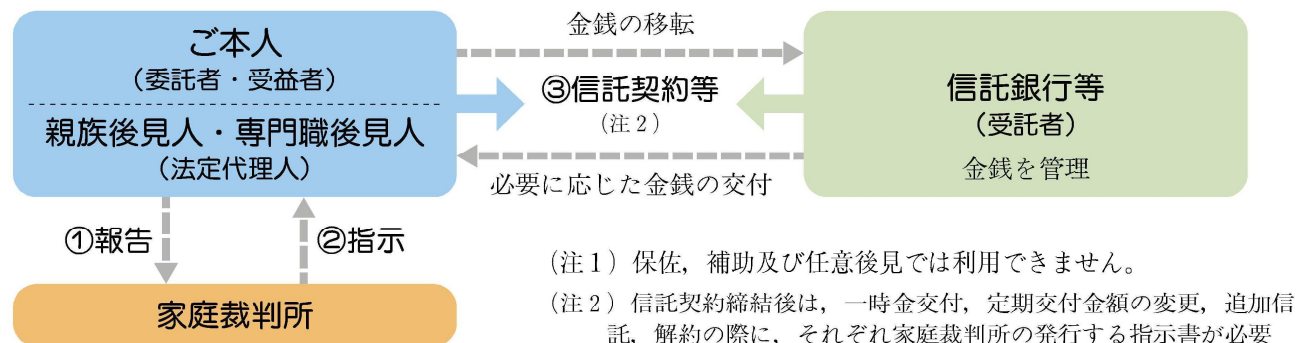
2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

16

後見制度支援信託

- ① 後見制度支援信託は、本人が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行等に信託することで、後見人による本人の財産の横領を防ぐ制度です。
- ② これにより、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、家庭裁判所の指示書が必要になり、後見人が勝手に払い戻しや解約をすることができなくなります。

【後見制度支援信託のイメージ図】



後見制度支援預金という制度もあります。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日 (火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

17

民法は、判断能力の程度を3つに分類

判断能力が不十分といってもいろいろなレベルがありますが、民法では、3つの類型（タイプ）に分け、それぞれに権限の違う援助者を規定しています。

判断能力の程度	類型	援助者	当事者
①事理を弁識する能力を欠く常況にある者	後見	成年後見人	成年被後見人
②事理を弁識する能力が著しく不十分である者	保佐	保佐人	被保佐人
③事理を弁識する能力が不十分である者	補助	補助人	被補助人



家庭裁判所が決める。しかし、事実上、申立て書類に添付する医師の診断書が重要な判断要素となる。



尾張北部権利擁護支援センター

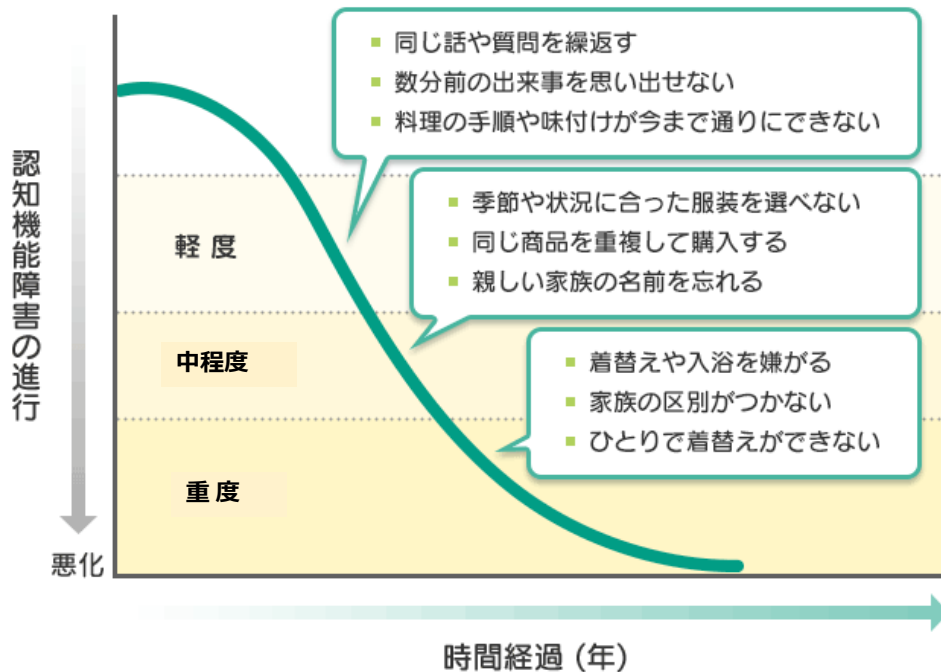
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日 (火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

18

アルツハイマー型認知症の経過

アルツハイマー型認知症の経過



民法は、判断能力の程度を3つに分類

補助

保佐

後見

【イメージ図】



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日 (火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

19

後見（重度の方が対象）

重度＝ほとんど判断できない人を対象

- ① 後見人は、本人を代理して財産に関するすべての法律行為ができます。【代理権】
- ② 本人が行った法律行為は、後見人が取り消すことができます（日常の買い物などの生活に関する行為は除く）。【取消権】

後見開始
の審判

後見人は、ほぼオールマイティの代理権と取消権を持つことになる。
(※結婚、養子縁組などの代理はできない)



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

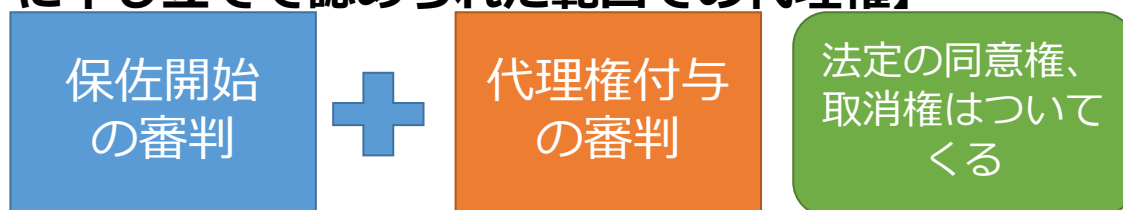
2021年11月23日 (火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

20

保佐（中程度の方が対象）

中程度＝判断能力が著しく不十分な人を対象

- ① 保佐人は、**民法13条1項に定める行為**について同意することができ、保佐人の同意がなかったときはその行為を取り消すことができます。【**法定された同意権と取消権**】
- ② 保佐人は、本人の同意があり、裁判所に申し立てることによって、裁判所が認めた範囲の法律行為について本人を代理して行うことができます。【**裁判所に申し立てて認められた範囲での代理権**】



民法第13条第1項に定める行為

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。

ただし、**第9条ただし書**に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいう。以下同じ。)の法定代理人としてすること。



補助（軽度の方が対象）

軽度＝判断能力が不十分な人を対象

- ① 補助人は、本人の同意があり、裁判所に申し立てることによって、裁判所が認めた範囲の法律行為について本人を代理して行うことができます。【**申立てにより認められた同意権と取消権**】
- ② 補助人は、本人の同意があり、裁判所に申し立てることによって、裁判所が認めた範囲の法律行為について本人を代理して行うことができます。【**裁判所に申し立てて認められた範囲での代理権**】



尾張北部権利擁護支援センター
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日（火・祝）
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

23

後見人の役割

法律上の権限の行使をして

財産管理



身上の保護(身上監護)

- 本人の財産は、適切に管理します。 (財産管理)
- 本人が自分らしい生活、安心して快適な生活を送れるように、援助します。
(身上監護＝身上の保護)

本人のより豊かな暮らしのために、本人のために、適切にお金を使うことが求められます。

また、本人の望む暮らし、本人らしい暮らしが何であるかを知り、その実現を支援するには、「意思決定支援」が大切とされています。



尾張北部権利擁護支援センター
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日（火・祝）
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

24

後見人の職務とされないこと

○事実行為

直接的な介護、買い物、病院の付き添いなど、法律上の行為でないこと

○医療同意

リスクを冒してでも手術をするのかなどは、本人しか決められません
(自己決定)

○身元保証

- ・連帯保証人にはなれません。
- ・「身元保証」という言葉で何を求められているのかを話し合っ
て確認することが大切です。
- ・介護保険法、医師法の範囲では、身元保証人がいないことで、入所、入院を拒むのは法律違反です。

(平成30年8月30日厚生労働省高齢者支援課・振興課通知参照)



後見人が選任されたら・・・

これまでは、ご自分で管理してたから、お金が自由に使えていたのに、後見人がついたから、今後は1円たりとも使えないということではありません。

例えば...

- ・日用品の購入に関しては、認められています。
＝後見人は取消できない
- ・扶養家族への生活費など
- ・成年被後見人**ご本人のための支出**は認められます。
- ・被保佐人・被補助人の場合は、代理権によります。



成年後見制度の利用にかかる費用は？



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

27

成年後見制度利用にかかる費用

内容	金額	備考
① 申立てに要する費用	1万円から 2万円程度	診断書料、切手代等、 申立内容で変わる
② 申立て書類を司法書士 などに依頼した場合	10万円から 30万円程度	自分で作成すれば不要
③ 精神鑑定が必要な場合	5万円から 10万円程度	裁判所から鑑定を求め られた場合。全体の1 割程度
④ 後見報酬	月額1万円から 2万円程度	管理財産が多ければ その分増額されます。

申立てにかかる費用は、申立人が負担するのが原則です。

①、③、④については、生活保護受給者など、低所得の方には、市町村が代わりに支払ってくれる制度（※成年後見制度利用支援事業）があります。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

28

後見人等への報酬

後見報酬は、あらかじめ決まっています。

後見人自身が、1年後に、家庭裁判所に実績報告をするときに同時に報酬が欲しいと（報酬付与申立書）申し立てると、裁判官が「報酬額は〇〇〇円とする」という決定をされます。

後見報酬は、本人の財産から支払われるので、本人の財産等の多寡も報酬額に考慮されます。



実は、報酬額はあとから決まります

【基本報酬】

月額2万円。ただし成年後見人が管理する財産が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には、月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には5万円～6万円。

【付加報酬】

身上監護等に特別な困難があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付与する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

（平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部より抜粋）



後見人等に支払うお金がない場合は

助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難である者に、下記の費用の全部または一部を助成する【**成年後見制度利用支援事業**】があります。

- 申立てにかかる費用を市町が負担する
- 後見報酬は、本人の財産をみて裁判所が決定する額を助成。ただし、月額で在宅28,000円、施設18,000円を上限とする。

※市町村事業（国補助事業）であるため、市町村によって事業内容が異なります。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日（火・祝）
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

31

後見人さえ選任されたら大丈夫？

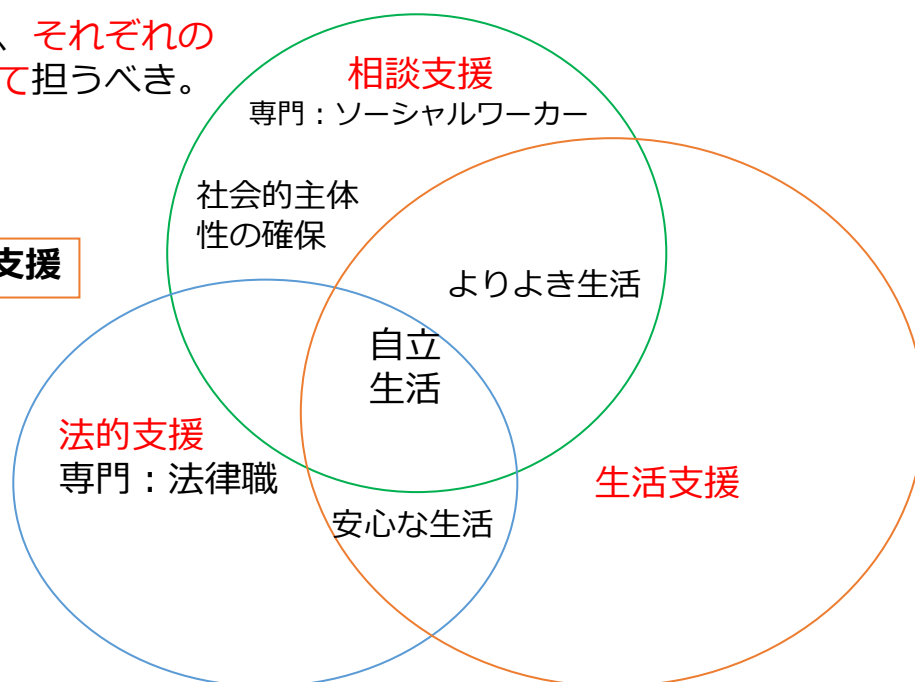
<権利擁護の3つの支援軸>

3つの支援軸は、それぞれの専門職が連携して担うべき。



チームとしての支援

後見人は、いつも本人の立場に立って代弁をする。（事業所や家族の立場ではない）



出所：『権利擁護支援と法人後見』（2015, ミネルヴァ書房）P.5 第1章 佐藤彰一執筆（引用者一部改変）



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日（火・祝）
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

32

成年後見制度は、権利擁護のしくみ

権利擁護とは、

- ①安心して暮らせること。
- ②自分らしく暮らせること。

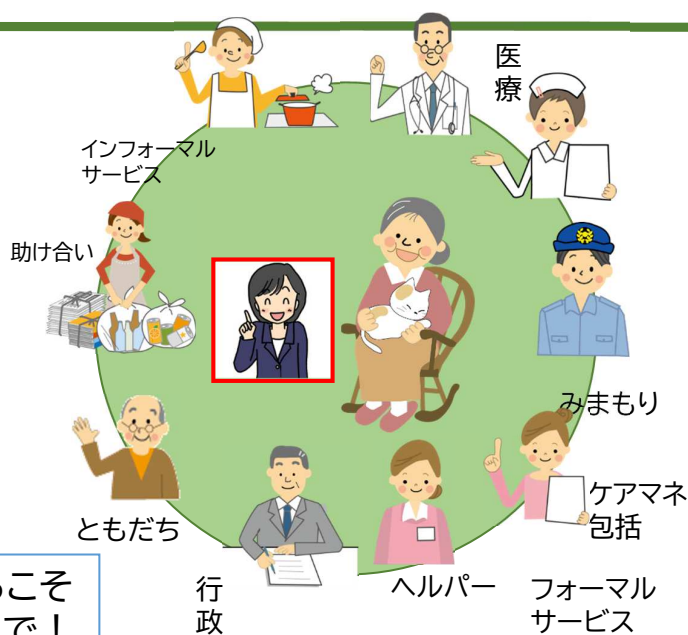
成年後見人は、新しい支援者仲間

その新しい支援者は、

- ①法律上の権限を持っている
- ②亡くなるまで寄り添う

成年後見人は、人の人生に関わる大変責任の重い仕事

だからこそチームで！



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

33

まずは、お気軽にご相談ください

電話番号 0568-74-5888

ファックス 0568-74-5855

メール mail@owarihokubu-kenriyogo.net

ホームページ <https://owarihokubu-kenriyogo.net>



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

34

質疑応答

休憩時間中に、『質問シート』にご記入の上、受付へお出してください。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年11月23日(火・祝)
大口町 住民のための「成年後見制度」勉強会

35